

越境E C導入支援実施業務 仕様書

1 委託業務名

令和6年度 経商産振委第4号 越境E C導入支援実施業務

2 委託事業の目的

国内市場の縮小等に伴い海外販路開拓に取り組む市内中小企業は、昨今の原材料費や物流費高騰等に直面しています。他方で、コロナ禍において市場が急拡大した国際的な電子商取引（以下、越境E Cという）は、今後も世界的な市場の成長が見込まれており、企業の関心も高くなっています。

本業務においては、こうした課題に直面している市内中小企業に対して、専門家によるフォローアップのもと、越境E Cを活用したテストマーケティング支援を行い、市内中小企業の海外事業の取組を支援し、販路拡大を促進します。なお、業務の実施にあたっては、幅広い業種かつ様々な規模の市内中小企業の特性を活かした販促支援に取り組むとともに、初めて海外展開に取り組む企業に対しても企業ニーズを踏まえた支援を行い、市内中小企業の海外展開手法の裾野拡大を目標とします。

3 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月14日まで

4 支援対象事業者

(1) 8社程度

(2) 支援対象となる市内中小企業は次の条件をすべて満たす者であること。

① 静岡市内に事業所を有している中小企業者（以下の表に該当する者）であり、みなし大企業でないこと。

※1 みなし大企業とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

② 商品を自ら企画・製造（製造のみ外部委託も可）し、自社商品として販売していること。

(3) 想定される商品

自社で製造販売する自社製品（製造のみ外部委託も可）。詳細は委託者と協議の上、決定すること。

（例）工業製品、日用雑貨、コスメ・美容品、アウトドア用品、スポーツ用品、伝統工芸品、食品（生鮮食品・加工食品で賞味期限が短いものを除く）等

5 業務内容

(1) 越境E Cセミナー及び事前説明会の実施

下記の内容のセミナー及び説明会を実施する。対面、オンライン、ハイブリッド等形式は問わない。

会場の確保が必要な場合は、受託事業者が費用面も含めて手配する。

- ① 越境E Cの基礎
- ② 中小企業が越境E Cを使った好事例
- ③ 越境E Cを利用する際の注意点
- ④ 事業の流れ、募集について

(2) 参加事業者募集及び選定業務

① 募集について

ア 募集案内については委託者と協議のうえ、受託者にて作成する。

イ 募集についてはチラシ及びHPにて実施すること。

ウ 市内中小企業からの各種問合せ対応、申込の受付、ヒアリングに係る企業及び関係者間の日程調整など、募集に係る事務局業務を担うこと。

② 選定業務

応募が定数を上回る場合、選考及び委託者と協議の上参加事業者を決定する。また選考を実施する場合は点数制の評価とし、選定後に委託者に結果を提出すること。

(3) 越境E C専門家による事前面談

(2) で決定した参加事業者と面談を行い、本事業についての説明を個別に行うほか、販売条件、費用負担など越境E Cモール出店に関係する条件を書面にて、参加事業者に提出する。

- ① 応募企業に対して、事前ヒアリングを実施する。
- ② 事前ヒアリング時においては参加事業者の疑問等に対し説明を行い、参加事業者の越境E Cの知識向上に努めること。

(4) 越境 E Cモール出品代行支援業務

新規に当該越境E Cモール出品に取り組む市内中小企業8社に対し、下記の通り出品代行支援を行う。

① 既存越境E Cモール内に出品ページ開設の実施

下記の対象国・地域で閲覧できる越境 E C モール内において、市内中小企業が製造販売する自社製品を販売する特設サイトを開設する。

② 対象国・地域：全世界とする。

なお(6) で実施するショールームプロモーションイベントの開催国・地域を含むこと。

③ サイト内の表示言語

英語

④ 出品期間

令和6年7月から令和7年2月までの間の9か月間

⑤ 商品数

24品(1社3品)

⑥ 留意事項

越境 E C モールの選定について

- ・ 効果的な販促活動及び一定の売上が見込め、安全かつ確実な方法で販売代金の回収が可能である点に留意し、選定すること。
- ・ 越境 EC モール内の特設サイトに加えて、越境 EC モールの外に特設サイトを開設することも認める。ただし、その場合は越境 EC モール内外の特設サイトの商品ページを必ずリンクさせること。併せて、越境 EC モール内の特設サイトへ効果的に呼び込むプロモーション策も提案すること。
- ・ 利用する越境ECモールに関しては委託者と協議の上、選定すること。

(5) モールの販売管理

- ① 販売形式は、委託販売形式とする。委託販売に必要な取り決め事項について、出品企業と受託事業者が協議の上、契約を締結すること。また、掲載内容・経過の概要を委託者へ報告すること。
- ② 出品企業は、商品を国内指定倉庫に在庫又は受注時に納品するものとする。倉庫までの商品発送、及び掲載期間終了後の倉庫から出品企業までの返送に係わる費用は出品企業負担とする。
- ③ 発送にあたっては日本国内及び配送先の地域に則した法令を遵守するほか、税関手続きやその他発送に必要な手続き等受託事業者が行うこと。
- ④ 出品企業との協議によって決められた内容に基づき、適切に出品企業へ販売代金の入金処理を行うこと。
- ⑤ モール利用者からの問い合わせ窓口を設置すること。
- ⑥ 受託者は、本事業における業務の中で、出品企業や特設サイトの利用者から出品料等を徴取する場合は、事前に受託者と協議の上、決定すること。
- ⑦ 受託者は、令和7年3月14日までに一連の取引が終了するよう、掲載商品の販売終了日を設定すること。

(6) 海外におけるショールームプロモーションの実施

- ① 内容 取り扱う商品の販売促進の一環として、海外にてショールームプロモーションを1か月程度実施すること。またプロモーション実施時に顧客アンケート調査を実施すること。
- ② 国・地域 アメリカ合衆国
- ③ 時期 令和6年10月から12月までの期間において1か月間
- ④ 商品数 24品（5（4）⑤と同一商品であること）
- ⑤ 詳細 ショールームにて5（4）⑤の商品を展示し、越境ECでの購入につなげる。
- ⑥ 実施形式
 - ア 越境 EC を活用したショールームストア形式を基本とする。
 - イ 買取形式が可能な場合は、即売会形式とすることも可。
 - ウ ショールームストアで商品と紐づけする越境ECサイトは、本事業で開設した越境ECモールとする。
 - エ 出品企業は、展示品やサンプル品を国内指定倉庫に納品するものとする。倉庫までの商品発送及びイベント終了後の倉庫から出品企業までの国内の返送に

係わる費用は出品企業負担とする。即売会形式の場合もこれに準ずる。

オ 即売会形式の場合、買い取りは円決済とする。その他、必要な取り決め事項について、出品企業と受託者が協議し契約締結の上、出品を行い、掲載内容・経過の概要を委託者へ報告すること。

カ イベントの詳細は、出品企業の募集状況によって、委託者と協議の上、確定するものとする。

(7) 伴走支援の実施

- ① 出品商品に関するアドバイスや顧客からの問い合わせ対応等について、越境E C 専門家による助言を随時行う。
- ② 出品期間中の3か月に1回、出品企業に対し、販売状況の報告及びモールのアクセス分析結果等のフィードバックを行う。

6 完了報告書の提出

受託者は、委託者が指定する書式を用いて定める業務完了報告書を作成し、電子媒体にて、業務完了後速やかに委託者に報告すること。

7 疑義等

業務の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者等と密に連携し進めるものとする。
なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

8 留意事項

- (1) 本業務の実施に際し、成果等の達成に向け、効率的な業務遂行を図るとともに、委託者と十分な連絡調整を行い、円滑な実施を図るものとする。
- (2) 本業務の実施に基づくデータ及び成果品等に係る知的財産は、第三者に属する権利や企業情報漏洩等の問題が生じないことを前提に、委託者が利用できるものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、各国の輸出規制を遵守して実施すること。なお、それらに反した場合、受託者が一切の責任において処理するものとする。
- (5) 本業務の実施にあたり、使用素材を必要に応じて加工修正をする場合にあつては、必ず管理元に対し、加工修正後の状態での許諾を取った上で使用すること。また、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受託者が行うものとし、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、万が一、著作権関係の紛争が生じた場合は、受託者が一切の責任において処理するものとする。
- (6) 本人の承諾を得ることのできない人物画像等については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責を負うものとする。

- (7) 本業務の実施に際し、重大な瑕疵があった場合には、原因者において、必要な措置を講じること。
このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。
- (8) 受託者は各業務の各段階において必要に応じて委託者と協議を行うこと。
- (9) 本業務の実施に際し、委託者の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、委託者は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (10) 本事業において商材等に関するトラブルがあった際は、参加事業者及び受託者が責任を持って対処すること。